

## 相続定期預金

(2024年10月1日現在)

1. 商品名	相続定期預金
2. ご利用いただける方	相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預け入れいただく個人の方
3. 対象となる資金	<p>①相続により取得した当金庫預金、およびこれに合算する他金融機関の預金</p> <p>②相続により取得した他金融機関の相続預金、およびこれに合算する他金融機関の預金</p> <p>*相続により取得した預金の他、死亡保険金、不動産・株式の換金代金等も対象となります。</p> <p>*相続人名義で既に当金庫にお預け入れいただいている預金は対象外とさせていただきます。</p>
4. 預金種類	スーパー定期「単利型」、自由金利型定期預金（大口定期）
5. 期間	1年 *満期時は、自動継続（元金継続・元利金継続）のお取り扱いとなります。
6. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	スーパー定期「単利型」・・・1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（大口定期）・・・1,000万円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
7. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
8. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預け入れ時の店頭表示金利+0.20%（年利）を満期日まで適用します。</li> <li>・+0.20%（年利）の適用は初回満期日までとし、自動継続時には、満期日時点の店頭表示金利適用による同期間・自動継続型で通常の定期預金に移行します。</li> <li>・税引後利率は、小数点以下3位未満を切り捨てて表示しています。</li> </ul>
(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
9. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>*マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>
10. 手数料	——
11. 付加できる特約条項	
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。</li> <li>・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちのいずれか少ない金額と</li> </ul>

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。</li> </ul> <p>なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。</p>						
12. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
13. 預金保険制度	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>						
14. 金利情報の入手方法	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>						
15. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】 0120-606-150</b></p> <p>受付時間 平日 9時～17時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https:// www.nagano-rokin.co.jp/</a></p>						
16. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</b></p> <p>受付時間 平日 9時～17時</p>						
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部払い戻しはお取り扱いできません。</li> <li>・他の金利優遇定期預金との併用はできません。</li> <li>・ATMおよびろうきんダイレクト（インターネットバンキング）でのお預け入れは対象外となります。</li> <li>・ご利用の際は、ご本人様確認書類・お届出印のほか、以下の①から③の内容が確認できる書類をお持ちください。</li> </ul>						

	<p>なお、当金庫で相続手続きをされた方は以下の確認書類は不要です。</p> <p>①金融機関での相続手続き完了時期を確認できる書類 例：金融機関に提出した相続手続依頼書の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し など</p> <p>②お預け入れされる方が相続人または受遺者であることを確認できる書類 例：戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し など</p> <p>③お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 例：金融機関発行の領収書等の写し、遺産分割協議書の写し、保険会社より送付される「支払通知書」 など</p> <p>※契約時に追加の資料をご提出いただく場合がございます。詳しくは、営業店までお問い合わせください。</p>
--	---

## 長野県労働金庫